

県が事業者を支払うサービス購入料について

県が支払う神奈川県警察自動車運転免許試験場整備等事業に係るサービスの対価（以下「サービス購入料」という。）は、大きく分けて、事業者が実施する施設整備業務に係る対価、維持管理業務に係る対価及び運営支援業務に係る対価の3つからなる。

サービス購入料について、県は、本館棟等、待合棟等及び雨水貯留槽等の整備・維持管理に係る対価に区分し、それぞれの施設の供用開始から事業期間中に、事業者に対し、特定事業契約書に定める額を支払う。

以下に、サービス購入料の内容及び改定の方法を示す。

1 サービス購入料の算定

(1) サービス購入料の考え方

県は定期的にモニタリングを行い、事業契約に定められたサービス水準が充足されていることを確認した上で、本事業に係るサービス対価を、事業者に対して、施設の運営開始後、事業契約に基づく事業期間終了時まで支払う。

なお、県は提供されるサービスを一体のものとして購入し、その対価も一体のものとして、サービスに応じ一括又は事業期間にわたり平準化して支払うものとする。各年度の支払額は提案に基づき特定事業契約書に定められた額とする。また、物価変動及び金利の変動による支払額の改定は別途加味する。

(2) サービス購入料の改定について

ア 建設期間中

建設期間中の建設費の物価変動リスクは事業者が負うものとし、建設費の改定は行わない。

イ 維持管理・運営期間

維持管理・運営期間中のサービス購入料については、金利リスクは双方が、物価変動リスクは主として県が負うものとし、これを踏まえ、「2 サービス購入料の改定」に示す方法に従いサービス購入料の改定を行う。

(3) サービス購入料の構成
 サービス購入料を構成する要素は以下のとおり。

分類	サービス購入料の構成要素	内容	
サービス購入料1	サービス購入料 1- (1)	①設計業務 ②工事監理業務（本館棟等） ③建設業務（本館棟等） (ア) 旧がんセンターの基礎の解体 (イ) 土壌汚染対策工事 (ウ) 第一事業用地の造成 (エ) 本館棟・連絡通路（跨道橋）・連絡通路棟の建設 (オ) 駐車場の整備 (カ) 仮設待合棟の建設 (キ) 本館棟への備品整備 (ク) 本館棟への引越し支援業務 ④その他事業実施にあたり必要な費用	本館棟等の建設及び関連業務に要する費用 整備費（測量・解体・設計・建設・工事監理、備品、その他経費）、建中金利、開業費、公租公課、その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等及びこれに係る支払利息。 設計については施設全体（本館棟等、待合棟等及び雨水貯留槽等）に係る費用を対象とする。
	サービス購入料 1- (2)	①工事監理業務（待合棟等） ②建設業務（待合棟等） (ア) 現施設の解体 (イ) 第二事業用地の造成 (ウ) 待合棟等の建設 (エ) 四輪技能試験コースの整備 (オ) 待合棟への備品整備 (カ) 待合棟への引越し支援業務 ③その他事業実施にあたり必要な費用	待合棟等の建設及び関連業務に要する費用 整備費（測量・解体・建設・工事監理、備品、その他経費）、建中金利、開業費、公租公課、その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等及びこれに係る支払利息。
	サービス購入料 1- (3)	①工事監理業務（雨水貯留槽等） ②建設業務（雨水貯留槽等） (ア) 既存鉄骨造駐車場の解体 (イ) 仮設待合棟の解体 (ウ) 雨水貯留槽の設置（新がんセンター側、二輪技能試験コース側） (エ) 旧二輪待合所の解体 (オ) 四輪技能試験コースの整備 ③その他事業実施にあたり必要な費用	雨水貯留槽等の整備及び関連業務に要する費用 整備費（測量・解体・設置・工事監理、その他経費）、建中金利、開業費、公租公課、その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等及びこれに係る支払利息。
サービス購入料2	サービス購入料 2- (1)	①維持管理業務（本館棟等） (ア) 点検・保守・経常修繕業務 (イ) 大規模修繕業務 (ウ) 外構等管理業務 (エ) 環境衛生管理業務 (オ) 清掃業務 (カ) 駐車場管理業務 (キ) 警備監視業務 (ク) 一般備品管理業務 ②その他業務実施にあたり必要な費用	施設等のうち本館棟等の維持管理に要する費用（左記業務の実施に要する人件費、材料費、経費等）
	サービス購入料 2- (2)	①維持管理業務（待合棟等） (ア) 点検・保守・経常修繕業務 (イ) 外構等管理業務 (ウ) 環境衛生管理業務 (エ) 清掃業務 (オ) 警備監視業務 (カ) 一般備品管理業務 ②その他業務実施にあたり必要な費用	施設等のうち待合棟等の維持管理に要する費用（左記業務の実施に要する人件費、材料費、経費等）

サービス購入料 2－(3)	①維持管理業務（雨水貯留槽等） (7) 点検・保守・経常修繕業務	施設等のうち雨水貯留槽等の維持管理に要する費用 (左記業務の実施に要する人件費、材料費、経費等)
サービス購入料3	①運営支援業務 (7) 総合案内業務	運営支援に要する費用

(4) 支払方法

ア 支払時期

サービス購入料1については、各施設の供用開始から事業期間中に、事業者に対し、特定事業契約書に定める額を四半期毎に年4回に分けて支払う。供用開始日は、本館棟等、待合棟等、雨水貯留槽等でそれぞれ異なる。

またサービス購入料2・3についても、各施設の供用開始から事業期間中に、サービス購入料を四半期毎に年4回に分けて支払うものとし、四半期毎に県によるモニタリング結果を踏まえ事業者から請求書の提出を受けて支払うものとする。

	支払対象期間	支払日（銀行営業日でない場合は翌営業日）
第1四半期	4月1日～6月30日	7月31日
第2四半期	7月1日～9月30日	10月31日
第3四半期	10月1日～12月31日	1月31日
第4四半期	1月1日～3月31日	4月30日

初回の各サービス購入料の事業期間が3ヶ月分に満たない場合は、翌四半期と合わせて支払う。詳細は下表のとおり。

分類	初回支払い対象期間	支払日
サービス購入料1－(1) サービス購入料2－(1) サービス購入料3	平成31年2月～6月分	平成31年7月31日
サービス購入料1－(2) サービス購入料2－(2)	平成33年2月～6月分	平成33年7月31日
サービス購入料1－(3) サービス購入料2－(3)	平成34年1月～3月分	平成34年4月30日

イ 各費用の支払方法

(ア) サービス購入料1（施設整備業務に係る対価）

施設整備業務に係る対価は、整備対象施設毎にサービス購入料1－(1)・1－(2)・1－(3)の3つに区分される。

また、各サービス購入料は、一時支払金と割賦支払金に区分される。

各サービス購入料の支払時期と回数は以下のとおり。

a 一時支払金

施設整備業務に係る対価のうち、一時支払金として、下表に示す金額を支払う。

一時支払金は、当該サービス購入料の対象施設の所有権が県に移転した後、下表に示す額に消費税及び地方消費税を加えた額を支払う。

分類	対象施設	所有権移転 予定時期	支払額
サービス購入料 1－(1)	本館棟等	平成31年1月	係る対価の4分の3
サービス購入料 1－(2)	待合棟等	平成33年1月	係る対価の4分の3
サービス購入料 1－(3)	雨水貯留槽等	平成33年12月	係る対価の4分の3

なお、一時支払金は、当該事業年度に完工された施設の所有権が県に移転した後、事業者が一時支払金を請求する。県は、事業者から請求を受けた日から40日以内に一時支払金を支払う。

b 割賦支払金

施設整備業務に係る対価から、一時支払金を引いた額を割賦支払金の元本とし、割賦支払金額は割賦支払元本と割賦支払利息の合計額に、割賦支払元本に対する消費税及び地方消費税相当額を上乗せした額とする。

割賦支払利息の算定に用いる利率は、(c)に示す基準金利と事業者が提案したスプレッドを合計した率とする。

(a) 支払い回数

サービス購入料1－(1)・1－(2)・1－(3)の別に次のとおり支払う。

分類	支払時期	支払回数
サービス購入料 1－(1)	本館棟引き渡し(平成31年1月)から 事業期間終了までの20年2ヶ月間	80回払い
サービス購入料 1－(2)	待合棟引き渡し(平成33年1月)から 事業期間終了までの18年2ヶ月間	72回払い
サービス購入料 1－(3)	雨水貯留槽等の引き渡し(平成33年12月)か ら事業期間終了までの17年3ヶ月間	69回払い

i サービス購入料1－(1)

計算方法は次のとおりとする。

支払時期	内容
平成31年2月～ 平成36年3月	【(元金の242分の62の金額)を5年2ヶ月間で元利均等返済する額】＋【(元金の242分の180の金額)に対する利息】
平成36年4月～ 平成41年3月	【(元金の242分の60の金額)を5年間で元利均等返済する額】＋【(元金の242分の120の金額)に対する利息】
平成41年4月～ 平成46年3月	【(元金の242分の60の金額)を5年間で元利均等返済する額】＋【(元金の242分の60の金額)に対する利息】
平成46年4月～ 平成51年3月	【(元金の242分の60の金額)を5年間で元利均等返済する額】

- ii サービス購入料1 - (2)
 計算方法は次のとおりとする。

支払時期	内容
平成33年2月～ 平成36年3月	【(元金の218分の38の金額)を3年2ヶ月間で元利均等返済する額】+【(元金の218分の180の金額)に対する利息】
平成36年4月～ 平成41年3月	【(元金の218分の60の金額)を5年間で元利均等返済する額】+【(元金の218分の120の金額)に対する利息】
平成41年4月～ 平成46年3月	【(元金の218分の60の金額)を5年間で元利均等返済する額】+【(元金の218分の60の金額)に対する利息】
平成46年4月～ 平成51年3月	【(元金の218分の60の金額)を5年間で元利均等返済する額】

- iii サービス購入料1 - (3)
 計算方法は次のとおりとする。

支払時期	内容
平成34年1月～ 平成36年3月	【(元金の207分の27の金額)を2年3ヶ月間で元利均等返済する額】+【(元金の207分の180の金額)に対する利息】
平成36年4月～ 平成41年3月	【(元金の207分の60の金額)を5年間で元利均等返済する額】+【(元金の207分の120の金額)に対する利息】
平成41年4月～ 平成46年3月	【(元金の207分の60の金額)を5年間で元利均等返済する額】+【(元金の207分の60の金額)に対する利息】
平成46年4月～ 平成51年3月	【(元金の207分の60の金額)を5年間で元利均等返済する額】

(b) 支払方法

施設整備費の割賦代金及びこれにかかる支払利息については、県は、各施設の供用開始から事業終了までにわたり元利均等払で支払う。

(c) 基準金利

割賦支払利息の算定に用いる基準金利は次のとおりとする。

i 本館棟

東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE 6ヶ月 LIBOR ベース5年もの(円-円)金利スワップレート中値とする。
 基準金利を決定する基準日は、施設引渡しの2銀行営業日前とする。
 その後、基準金利は「2 サービス購入料の改定」に基づき改定する。

ii 待合棟

東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE 6ヶ月 LIBOR ベース3年もの(円-円)金利スワップレート中値とする。
 基準金利を決定する基準日は、施設引渡しの2銀行営業日前とする。
 その後、基準金利は「2 サービス購入料の改定」に基づき改定する。

iii 雨水貯留槽等

東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE 6ヶ月 LIBOR ベース3年もの(円-円)金利スワップレート中値とする。
 基準金利を決定する基準日は、施設引渡しの2銀行営業日前とする。
 その後、基準金利は「2 サービス購入料の改定」に基づき改定する。

(d) 物価変動の取り扱い

建設期間中の建設費の物価変動リスクは事業者が負うものとし、建設費の改

定は行わない。

(イ) サービス購入料2（維持管理業務に係る対価）

維持管理業務に係る対価は、対象となる施設毎にサービス購入料2－（1）・2－（2）・2－（3）の3つに区分され、提案書に基づき、提案された四半期毎の費用を支払う。四半期毎の支払い額は定額とする。

各サービス購入料の支払時期と回数は以下のとおり。

分類	支払時期	支払回数
サービス購入料 2－（1）	本館棟引き渡し（平成31年1月）から 事業期間終了までの20年2ヶ月間	80回払い
サービス購入料 2－（2）	待合棟引き渡し（平成33年1月）から 事業期間終了までの18年2ヶ月間	72回払い
サービス購入料 2－（3）	雨水貯留槽等の引き渡し（平成33年12月） から事業期間終了までの17年3ヶ月間	69回払い

また、サービス購入料2は、また、維持管理業務に要する費用は、「2 サービス購入料の改定」の算定方法に従い、物価変動によるサービス購入料の改定を行う。

(ウ) サービス購入料3（運営支援業務に係る対価）

運営業務に係る対価は、サービス購入料3として提案書に基づき、提案された四半期毎の費用を本館棟引き渡し後20年2ヶ月間にわたり支払う。

また、運営業務に要する費用は、「2 サービス購入料の改定」の算定方法に従い、物価変動によるサービス購入料の改定を行う。

2 サービス購入料の改定

(1) 改定の基本的な考え方

ア 金利変動に基づく改定

サービス購入料1の割賦支払金については、金利変動を勘案し改定する。

イ 物価変動に基づく改定

サービス購入料2と3については、物価変動リスクを主として県が負うものとし、これを踏まえ、毎年サービス購入料の改定を行う。

(2) 具体的な改定方法

ア 金利変動に基づく改定

(ア) 対象となるサービス

サービス購入料1の割賦支払金について改定を行う。

(イ) 改定方法

改定に当たっては、各初年度のサービス購入料及び構成内容を基準に、平成36年4月1日、平成41年4月1日及び平成46年4月1日以降のサービスの購入料にそれぞれ反映させる。

(ウ) 金利の改定

a 改定金利の内訳

次に示す基準金利と提案されたスプレッドの合計とする。

b 基準金利

東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表されるTOKYO SWAP REFERENCE RATE(TSR)6ヶ月LIBORベース5年もの(円-円)スワップレート中値とする。

なお、改定日は以下のとおり。

- ・平成36年4月～平成41年3月のサービス購入料：各支払期間の2営業日前
- ・平成41年4月～平成46年3月のサービス購入料：各支払期間の2営業日前
- ・平成46年4月～平成51年3月のサービス購入料：各支払期間の2営業日前

c 金利の固定期間

5年

イ 物価変動に基づく改定

(ア) 対象となるサービス

サービス購入料2と3について、表1に定める費目毎の指標を用いて改定を行う。

なお、各指標が廃止、改廃された場合には、相互の協議を経て、県が新たに適切な指標を指定するものとする。

(表 1)

分類	採用指標
サービス購入料 2	「企業向けサービス価格指数」(日銀調査統計局) 大分類・類別：諸サービス・その他諸サービス／小類型：建物サービス 平均
サービス購入料 3	「毎月勤労統計調査」(厚生労働省)／第 6 表 実質賃金指数／事業所規模 5 人以上 調査産業計のうちの現金給与総額

(表 2) サービス購入料 2 と 3 の改定方法

<p>次の計算式に基づき改定する。</p> $P_n = P_{(n-1)} \times \text{改定率}_n$ <p>P_n : 平成N年度のサービス購入料 $P_{(n-1)}$: 平成(N-1)年度のサービス購入料 改定率_n : 平成N年度の改定率 = 平成(N-2)年の指標 / 平成(N-3)年の指標</p> <p>改定に当たっては、事業者の提案による維持管理・運営支援業務に係る価格を基準に、改定率を乗じ、各年度 4 月 1 日以降のサービスの対価に反映させる。改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>なお、改定率_nが 3 % より小さい場合は改定しない。</p>
--